

第1章 調査の背景等

1. 環境事業団の任務と本件調査

環境事業団は、環境事業団設置法に基づき、次の業務を行うこととされている。(詳細は表1.1のとおり。)

- (ア)産業公害が著しいかまたは著しくなるおそれのある地域における産業公害の防止のための工場・事業場の集団的な設置及びそれらのための産業公害防止施設の設置と譲渡
- (イ)産業公害が発生するおそれが特に著しい地域においてその防止のために工場・事業場の共同利用のための施設で従業員及び住民の福利に資するものの設置と譲渡
- (ウ)大気汚染が著しいか又はそのおそれのある地域において、大気汚染による公害を防止するための緑地の設置と譲渡
- (エ)産業廃棄物最終処分場、事業団が設置する産業廃棄物最終処分場に併設される産業廃棄物処理施設及び最終処分場の埋め立て跡地への緑地の設置と譲渡
- (オ)自然公園の健全な利用に資する複合施設の設置と譲渡
- (カ)産業公害防止施設、市街地の土壌汚染の防止または除去、当該土壌汚染と関連する地下水浄化事業、水質汚濁防止のための合併浄化槽の設置に必要な資金の融資
- (キ)以上の業務に関する情報・技術的知識で開発途上地域に役立つものの整理と提供
- (ク)開発途上地域の環境の保全等のための民間団体への助成
- (ケ)(ク)の活動の振興に必要な調査研究、情報収集・整理・提供、研修、及び(ク)以上のそれぞれに付帯する業務を行うこととされている。

本件調査は、それらの業務のうち、(キ)の、(ア)から(カ)までの業務に関連する情報・技術的知識で開発途上地域に役立つものの整理と提供を効果的かつ円滑に行うため、開発途上国のニーズを調査するとともに、事業団として提供可能な情報、情報の提供・活用方法、現地における協力機関等について検討を行うものである。

情報等提供の内容である事業団の(ア)から(カ)までの業務のうち(オ)に係るものについてはまだ限られているため、現時点では、そのような調査においては、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の経験に係るものを主体とするのが实际的である。また、これらの業務のうち、産業公害に係るものは、中小企業が対象となるものが多いので、各国の中小企業の状況についての調査も重要になる。ただし、事業団の設立の初期には大企業が関係するものも多かったことには留意する必要がある。更に、環境保全対策情報の整理・頒布や公害防止のための融資に係る機関を含む政府の関係機関の状況についての情報も重要である。そこで、この調査では、

- (a)それぞれの国における環境問題、とりわけ中小企業に係る公害問題の状況及び
- (b)法令、行政組織、情報・研修組織等の面での公害問題への対応の状況に焦点を当てて調査

し、その上で、

(c) ニーズの整理、現地関係機関及び言語の問題を含む情報頒布方法との検討を行った。

なお、既にアジア及びラテンアメリカの11か国が調査済みであるため、今年度の調査では、東南アジアの国で未調査のベトナム等、ラテンアメリカの国で未調査のメキシコ等を対象に調査した。

2. 環境事業団の経験

事業団の業務は、時代の要請に応じて少しずつ変化してきており、過去に行われていた事業が全て現在にまで続いているわけではない。しかし、開発途上国の現状からは、環境事業団がかつて実施していた事業も、現在の開発途上国には役立つものも多い。そこで、環境事業団の経験をよくまとめられている「環境事業団の概要と事例」（「海外環境情報移転データ・ベース構築に関する調査研究」、平成6年3月）に基づき、歴史的な変遷を含めて、同事業団の経験を以下にまず整理しておく。

(1) 環境事業団の果たした役割

(a) 総括

事業団が発足した当時深刻な状態にあった産業公害も、国を挙げての対応により、その危機的状況を脱することができた。この理由の一つとして、政府の実施した「規制」と「誘引」の施策の組み合わせが適切であったことがあげられる。事業団はこの非常に広い意味での「誘引」の重要な一端を担う専門機関として、次のような役割を果たしてきた。

(ア) 民間企業の公害防止対策の先導役

第一に、事業団は産業公害防止対策を積極的に推進し、民間企業の公害防止対策の先導役となった。建設譲渡事業の手法を用いて、都市の住宅・商業地域などに混在して公害の発生源となっている工場や事業所を一ヶ所に移転・集団化して、組織と生産体制を整備・合理化するとともに、公害防止施設の導入を促進してきた。

この手法は、自力では各種の排出規制等に即応力の乏しい中小企業に対して、必要な公害防止対策の実施を遅らせないようにするために有効である。事業団が設立された当時の産業界においては、公害対策は産業の進展に伴う新たな課題であったが、事業団が先駆的な技術や手法を取り入れた事業を展開したため、事業団の実施した事業が初めての事例となって、企業が自らが対策を実施する場合のモデルになっているものがある。

(イ) 産業公害防止対策のための資金供給の先導役

第二に、事業団は産業公害防止対策のための資金供給の先導役を果たした。事業団がこれまでに提供した資金は、民間企業の公害防止投資総額の1割程度であると言われている。しかし、事業団の発足当時、民間金融機関が、生産性の向上に直接役立たないとして、公害防止設備に対して設備資金を融資することは消極的であったため、事業団の融資制度がこの分野の先鞭となった。

また、事業団は、融資を行おうとする企業の経営診断を行うばかりでなく、事業を実施することで培った技術や経験を活用して、採用する公害防止技術や適正投資規模についての助言も行ってきた。その後、事業団の融資事例・実績を参考に、民間金融機関もこの分野における融資を拡大するようになった。現在に至るまで、公害防止設備の資金調達先は、他の設備投資と比べて、事業団などの政府系金融機関からの調達比率(公的融資の比率)が高くなっている。

(b)二つの時代区分

事業団の果たしてきた役割については、二つの時代に大きくに分けることができる。

(1)事業団の設立(1965年)から1980年頃まで - 既存施設の対策が緊急の課題であった時代

事業団の発足時のこの事業の対象は次のようなものであった。

- 主に小規模の工場が共同で利用できる排水処理施設などの公害防止施設の建設
- 密集した市街地に立地し公害の原因となっている工場などを公害発生のおそれがない地域に移転させるための工場用地の造成と建物の建設
- 工場地帯と市街地を遮断するための緩衝緑地の建設

事業団設立から約15年間は、工場や事業場の既存の生産設備に対して、各種の排出規制に対応するための公害防止設備の設置が盛んに行われた時代であり、事業団は技術や資金の面でその先導役を担っていた。

公害防止施設の建設譲渡事業において、三重県四日市市における石油化学工場からの含油排水と有機排水の共同処理施設や、宮城県塩竈市における水産加工排水の処理施設の建設については、日本で初めての試みであったため、事業団はプラントメーカーと協力して試行錯誤を重ねながら施設の計画を行った。このときの経験は大いにその後の教訓となり、民間企業が独自に施設を建設する場合の参考事例ともなった。

工場団地の建設事業では、汚水や悪臭などの深刻な公害を発生させていた工場を移転・集約化し、併せて共同利用の公害防止施設を建設する事業が主に行われた。神戸市の事例では、市当局の実施した地域の再開発事業との連携により、都市に混在し、悪臭・ばい煙・粉じんなどを発生させていたゴム加工業の工場や事業場を6階建ての建物に収容する工場の中高層化を実施した。

緩衝緑地の建設については、土地利用の混乱を解消し、適切な都市計画によって公害の未然防止を図るという考え方を具体化するもので、事業団発足当時としては画期的な事業であった。植

物の育成には不利な環境にある臨海部や大気汚染が深刻な地域などに大規模な緑地の建設を計画することは日本では初めての試みであったが、事業団は試行錯誤を重ねながらも、次々と緩衝緑地の建設を進めていった。

これらの事業は、地域住民の移転を伴い、都市計画法やその他多くの法律の適用を受けるため、各施設の建設にあたっては、事業団や事業関係者が事業計画の実施に必要な関係官庁や地方公共団体の協力や承認を取り付けることに奔走し、また、地域住民や事業実施地域の土地所有者などの理解と協力を得てはじめて実現したものである。

この時期の融資事業に関しては、重化学工業(電力、鉄鋼、石油、紙パルプ、セメントなど)の分野において、主として大気汚染防止施設の整備に対する融資が大きな割合を占めていた。その後は次第に中小企業の資金需要が増加している。

(ウ)1980年頃から現在まで - 新規施設、小規模事業、近隣公害、交通公害、産業廃棄物等へと多様化した時代

この期間は、産業公害防止対策に一応の効果がでてきたことにより、それまでの規制強化が一段落したため、既存の生産設備に対する公害防止施設の設備投資がほぼ一巡したといえる時期にあたる。そのため、公害防止対策のための投資は、新規設置の施設や施設の更新に対するものが多くなった。

この流れに沿って、事業団の事業の内容も、以前は事業規模が大きく、一定の業種に限られる傾向がみられたが、この時期は各種の小規模な事業に対して融資を数多く実施しており、きめ細かに資金を提供することに事業団の役割が移った。

民間企業の間には公害防止技術が普及するのにつれて、事業団自らが公害防止施設を建設する共同公害防止施設事業は次第に行われなくなった。工場移転事業については、地域住民の快適な生活空間(アメニティ)に対する要求水準が向上するのにつれて、騒音や振動などの近隣公害を発生させている工場や事業場をその計画の対象とすることが多くなった。

このため、この事業は、単に工業地帯に限らず、ほぼ全国で行われるようになり、少数の工場を対象とした事業を数多く実施するようになった。

緩衝緑地の建設事業については、重化学工業を主体とする大規模工業地帯での事業はほぼ終了し、交通公害に関する幹線道路沿道や空港周辺での事業が多くなった時期である。

日本の産業界における既存の生産設備に対する産業公害防止対策投資がほぼ一巡したことによって、融資事業全体の融資額は一時減少したが、以後、1973年から開始された産業廃棄物の処理施設に対する融資がその大部分を占めるようになっている。

現在の日本では、産業廃棄物の適正な処理が大きな課題となっているが、これまで産業廃棄物処理業に対する社会的認識が低かったため、事業団以外に産業廃棄物処理を対象とした公的融資制度がなく、民間金融機関もこのような事業者に対する融資を積極的に行わなかった。そのため、事業団の廃棄物処理に関する融資制度は、この分野における融資の先駆けとなったのである。

また、有害化学物質による土壌や地下水の汚染、オゾン層の破壊などの地球環境問題に対応するための融資制度が設けられたが、まだ実績はわずかであり、今後はこの分野での一層の貢献が

期待されている。

(2) 建設譲渡事業

(a) 概要

経験のない中小企業や小さな地方公共団体などの場合、独力で公害防止施設を整備することは、資金面ばかりでなく、技術面からもうたいへん困難である。この事業は、このような問題に対応するために設けられたもので、公害防止対策を行おうとする企業や地方公共団体などを注文主として、事業団が注文主に代わって施設を建設し、施設の完成後に注文主に譲渡する。この建設に要する費用は事業団が政府から低い金利で借りた借入金で支払い、これを注文主が10年から20年の長期間で事業団に返済する。

(ア) 企業団地建設譲渡事業

これは、資金面ばかりでなく技術面からも独力で公害防止対策を講じることが困難な状況にある小規模な企業をとりまとめ、都市計画上適切な場所へ移転・集団化して、必要な公害防止対策を行うもので、環境事業団が工業用地と工場建物を公害防止施設とともに建設し、譲渡する事業である。近年ではこの事業によって、住宅・商業地域に混在する工場や事業場(住工混在)を移転させ、騒音・振動などの公害問題を解消するのに大きな効果を上げている。

また、多くの場合に移転した企業は、最新設備の導入・施設の配置の合理化・作業スペースの増加などによって生産効果も向上することから、この事業は単に公害防止対策ばかりでなく、移転企業の近代化・合理化にも大きく寄与している。加えて、事業を実施する際に、移転用地の確保や移転跡地の利用についても、都市計画事業と関連させて実施することより、都市における良好な生活環境の整備に一層の効果을上げることができる。

(ウ) 共同公害防止施設建設譲渡事業

工場や事業場の事業活動に伴って発生するばい煙・汚水・有毒ガス・産業廃棄物などの排出物は、個々の企業がそれぞれ個別に公害防止施設を設置して防除するよりも、複数の企業が共同で利用する施設を設置して処理した方が、用地スペース・設備費・運転経費などの面で有利な場合が多い。また、施設の運転管理の技術面でも有利である。

例えば、産業排水を例に共同排水処理施設の利点をあげると、以下のとおりである。共同公害防止施設の建設譲渡事業は、こうした利点に着目して、複数の企業が共同で利用できる公害防止施設を建設し、譲渡するものである。

排水の相互作用による特性の改善

ア 中和作用: 酸性排水とアルカリ性排水、酸化性排水と還元性排水

- イ 補完作用: 活性汚泥処理のリン・窒素のような栄養源を含む排水、凝集沈殿処理における凝集作用を持つ物質(例えば、鉄塩を含む排水)など
- ウ 稀釈作用: 濃厚廃液と稀薄排水
 - 施設の大型化に伴うスケールメリットによる建設費の低減
 - 共同作業による運転経費(人件費・動力費・薬品費など)の低減
 - 汚泥処理の集中合理化

但し、産業公害防止対策として数々の実績を残したこの事業は、1977年以降急激に事業実績が減少し、1987年の制度改正の際に廃止され、その時代的役割を終えた。その主な理由は次のとおり推測される。

一般に化学プラントにおいては、設備規模を大きくすればするほど、スケールメリット(1単位あたりのコストの低減)が図られる。この事業はこのスケールメリットの享受を最大の目的としているが、日本では排水量に応じて、排出・放流基準などをより厳しく設定する地方条例があり、共同処理の方式を採用したために、より厳しい基準の適用を受けることになり、これに対応するために、一段と高度な施設の建設・設置を必要とするケースが見られた。この場合には、最大の利点である施設の大型化に伴う建設費の低減効果は期待したほど大きくならなかった。

また、企業団地方式での共同排水処理の場合、排水導管施設工事の占める割合が比較的高く、期待したほどのスケールメリットを享受できないケースがあった。

すべての参加企業が納得するような処理に係る料金体系を見出すことが容易でないこと。参加企業の中の1社が異常な排水を流入させた場合、処理場の操業を停止しなければならないこともある。その場合、施設を復旧させるまでの間、参加企業全体の生産ラインの停止もあり得る。

施設の管理基準や料金体系などによほどの工夫がなされない限り、汚濁負荷低減への企業の自助努力がなおざりになり、必ずしも、共同処理方式が運転経費の低減につながるものではないこと。

各工場の操業時間と共同処理場の操業時間が合わない場合や、新たに生産品目・生産工程の変更に伴う排水量・水質の変化が起こった場合に、既存施設の処理能力では対応できないことがあるなど、各参加企業の生産活動の自由度が低下する場合があること。

(b)対象となる事業

事業団の建設譲渡事業は、既存の工場や事業場が自力で公害防止対策を行うことが困難であると認められる場合に、既存の施設からの公害の発生を防止し、これらの企業の公害防止対策を遅らせないようにするため、事業団が注文主に代わって必要な施設の建設などを行う事業である。したがって、現に操業を行っている工場や事業場を対象とし、新たに操業を開始しようとする工場や事業場はその対象とならない。

(7)共同公害防止施設(1965年～1987年)

日本で汚染物質の排出規制が開始された頃には、特に中小の工場や事業場では、それまで経験のない公害防止対策を独力で行うことは容易でなかった。このため、事業団が、規制対応に苦慮している企業に代わって、排水処理施設などの建設を行った。

その事業手法として考えられたのは、特に、同業の類似した工場が集中して立地している地域では、それぞれの工場や事業場が単独で処理施設を整備するよりも、共同で利用できる処理施設を設けた方が、施設のスケールメリットによって、施設費や運転経費が節約できる場合がある。また、この場合、公害防止施設の設置や運転管理を共同で契約した専門家に任せることによって、より高度な処理を行うことができるという利点があった。この事業はこのような点に着目して、複数の工場や事業場が共同で利用する公害防止施設を建設し、譲渡する事業である。

しかし、公害防止対策の普及につれて民間事業者の技術力も向上し、公害防止対策に関するコンサルタントやプラントメーカーも多数設立された。このため、中小の企業であっても、これらの専門企業と契約することにより、通常の公害防止対策であれば、自ら実施することが可能になった。この時代の流れとともに、共同で排水を処理する方式には後に詳しく述べるようなデメリットもあることから、次第に実施されなくなり、この事業は1987年の制度改正の際に廃止された。

(4)集団設置建物(1965年～)

日本の都市には住宅やオフィスと工場や事業場が混在している地域が多く存在している。これは、過去における都市計画があまり厳格でなかったことや、もともと工場が多く立地していた地域にも、その後の都市化の進展や産業構造の変化に伴って、住宅やオフィスが進出してきたことなどの理由があげられる。一般に、このような立地条件の工場では用地の確保が困難であり、工場敷地の拡大を伴うような公害防止施設を建設することは困難である。このため、必要な公害防止対策を講じることが困難な場合が少なくない。また、騒音・振動・悪臭・粉じんのような、工場や事業場の影響の及ぶ範囲が比較的限定された近隣公害に関しては、もともとその公害の発生場所で完全にこれを防止することは困難である。そこで、公害の発生のおそれのない郊外や埋立地の工業専用地域へ移転する方が容易で、かつ、その効果も高い場合が多い。

しかし、このような工場の移転のためには、移転先の用地の確保だけでなく、工場が立地するための道路や用水の確保などのインフラの整備が必要であり、中小の企業が独力で実施することは困難である。

以上のような点に着目して、この事業は、都市の住宅・商業地域内で操業しているために公害の原因となっている複数の企業が集団で移転するための用地を造成し、施設を建設するものである。事業団はこの事業において、移転先の用地の取得・造成、工場建物の建設、公害防止施設の設置を一貫して行い、これらの施設は完成後に移転する企業に引き渡される。その後、移転した企業は事業団に対して施設の建設に要した費用を長期・低利で返済する。なお、移転先の工場内に設置する生産設備はこの事業の対象とならないため、移転する企業が既存の施設から運搬した

り、または、新規に設置する必要がある。

この事業の具体的実施手順としては、まず、なるべく同じ業種(食品、メッキ、ゴム、金属加工、自動車整備など)を集団化するように事業実施計画を策定する。通常、同じ場所に移転を希望する企業に事業協同組合の結成を求め、その協同組合が建設譲渡契約の相手方となる。計画によっては、一つの建物に複数の工場が入居する「工場アパート」の形態をとるケースや、または、都市に散在する同業種の企業の排水を共同で処理するために 共同公害防止施設事業と組み合わせ、この事業によって集団化した上で、共同排水処理施設を建設した事例もあった。

なお、この事業を実施するための用地の確保や、移転を希望する企業の調整については、地元の地方公共団体の積極的な協力が重要な要素となっている。

(ウ)工場移転用地(1965年～1992年)

この事業は、(イ)の事業と同じ目的で、工場の移転のための用地の造成と分譲のみを行うものである。これと併せて、新しい工場用地に移転する工場が共同で利用する公害防止施設を設ける場合には、その建設も行う。工場の建物及び内部の生産設備については、それぞれの企業が独自に建設する。

しかし、単に工場用地のみの造成・分譲は、公害防止のための機関である事業団が実施する必要性が薄れたため、1992年に廃止された。

(I)緩衝緑地(1965年～)

火力発電、鉄鋼、石油化学などの重化学工業の立地する工場地帯から排出されるばい煙や粉じんなどによる被害を防止するためには、工場地帯と居住地域の間を遮断するように緩衝緑地を設けることが有効である。このような緩衝緑地の整備の必要性は1960年代前半には既に指摘されていたが、大面積の緑地の造成は多額の事業費を必要とするため、地元の地方公共団体が独力で建設することは困難であった。

この事業はこのような背景から設けられたものであり、重化学工場地帯が建設され、公害が発生するおそれのある地域において、工業地域と居住地域を遮断するとともに、工場や事業場の従業員や付近住民が共同で利用できる公園や広場等の施設もあわせて建設するものである。

この事業の事業団の建設譲渡契約の相手方は地元の地方公共団体であり、その都市の都市計画の中で、都市公園として計画される。建設に要する費用の一部については、この事業が都市公園の建設事業という性格も持っていることから、国の都市公園の整備のための予算から補助が行われている。

また、他の建設費の一部については、1970年に定められた「公害防止事業費事業者負担法」に基づき、緩衝緑地の周辺に立地する工場が負担している。国、地方公共団体、周辺の企業のそれぞれの費用負担割合は概ね1/3ずつとなっている。

(I)大気汚染対策緑地(1987年～)

樹林は、大気汚染を吸着・浄化する機能を持っている。この事業はこの点に着目して、大気汚染が問題となっている地域やその発生のおそれがある地域において、大気汚染を緩和するための緑地を建設することである。(この事業と異なる点は、この事業の緑地は工場の周囲に限らず、都市内にまとまった面積の緑地を建設することにある。)

事業依頼主は地方公共団体であり、この事業と同様に、都市公園として建設されるため、費用の一部は国から補助される。また、費用の一部には、この場合の公害の原因となる企業の負担金の代わりに、大気汚染による健康被害の防止のための事業を行うことを目的に、産業界から拠出を得て設立された基金からの助成金が当てられている。

(オ)産業廃棄物処理施設・一体緑地(1992年～)

近年の日本では、大量に発生する産業廃棄物の適正な処理が大きな問題となっている。特に、産業廃棄物の最終処分場は、地域住民にとってはいわゆる迷惑施設であり、処分場から環境汚染物質が流出することも懸念されていることから、施設の建設についての合意を得ることが非常に困難である。このため、最終処分場の確保はたいへん困難なものとなっている。

このような問題に対応するため、民間事業者に代わって、地方公共団体や地方公共団体が出資した法人(第1・第3セクター)等、信用力のある公共的機関が十分な公害防止対策を講じた最終処分場を建設する例が生じてきている。

この事業は、このような活動を支援するために、地方公共団体や地方公共団体が出資した法人の発注を受け、これらの事業依頼主に代わって、周辺地域の環境保全に十分な対策を講じた最終処分場を建設・譲渡するものである。

また、依頼主の希望に応じて、処分場の建設に加えて、処分場周辺や産業廃棄物を埋め立て処分した跡地を、地域住民が利用できる公園として整備することも併せて行っている。

(キ)国立・国定公園複合施設(1987年～)

日本では、近年、自然の中でレクリエーション活動を行おうとする国民の志向が高まり、国立公園や国定公園を訪れる利用者が年々増加している。しかし、これらの自然公園の利用施設の整備状況は十分でない場合もあり、一部の地域では、利用者の集中により、植生などの自然環境に影響が生じるおそれが生じている。

この事業は、このような状況に対応するため、地方公共団体や地方公共団体が出資した法人を事業依頼主として、国立公園や国定公園の利用の拠点となる地域において、宿舎・キャンプ場・ピクニック広場などの自然公園の利用のための施設を整備し、依頼主に譲渡するものである。この事業では、国立公園や国定公園の適切な利用を目的として、利用者の便益のための施設を整備するとともに、自然環境の保護のための施設(植生の保護施設・野生生物の保護施設など)や、利用者の自然環境に関する理解を深めるための施設(ビジターセンター・自然科学博物館など)を複合的に整備することが義務づけられている。依頼主は事業団に対して、施設の完成後に、宿舎など

の営業施設の収益によって、建設費を返済していく。

(c)企業団地建設譲渡事業の手順

(ア)集団化計画

環境事業団、移転を希望する企業、地元の地方公共団体の三者が共同して、移転・集団化の計画を作成する。この事業の発案については、業界団体や地域の産業団体で情報を得た企業が移転を希望する場合と、地方の公共団体が地域の環境改善のためにこの事業を地元企業に斡旋し、集団化の調整を行う場合とがある。

事業団がこの事業を実施する場合には、移転を希望する各企業に対して「事業協同組合」を設立することを要請する。その理由は次のとおりである。

- 2)各々の企業を協同組合という1つの組織に統合することで、事業団の建設譲渡契約上の相手方を一本化するとともに、建設費用の償還についての連帯責任を負わせることにより、債権の確実な回収が図られる。
- 3)協同組合の設立を事業の開始前に行うことにより、事前準備の段階から移転を希望する企業の意思統一を図るとともに、企業相互間の一体感が生じることで、協力体制を整えることができる。
- 4)企業の集団化は同業種や関連業種の企業で行われることが多いため、移転後は協同組合による共同仕入れや生産販売の共同化を行うことが可能となり、また、事務部門の集約化を図ることによって、各企業が集団化に伴う経営上のメリットを享受することができる。

(イ)譲渡申込み・内容審査

各企業の事業の実施のための意思統一が図られ、協力体制が整った段階で、協同組合が設立される。結成された組合を建設する施設の譲受人として、事業団に対し、正式に譲渡契約のための申込みが行われる。事業団はこの申込みを受けて、組合を構成する各企業の経営状態・内容についての与信調査を行い、事業費の確実な償還が可能か否か審査を行う。

(ウ)事業実施計画の策定・建設譲渡契約の締結

事業の実施が可能と判断された場合、事業団は、移転先の場所、用地造成・建物の設計の概略、概略費用などを含む「事業実施計画」を作成し、監督省庁の認可を得た上で、譲渡先となる協同組合との間に「建設譲渡契約」を締結する。

(I)用地買収・工事の実施

事業団は、事業団が政府から借り入れた資金(政府借入金)により、移転用地を買収し造成と建設工事を行う。

(オ)確定契約の締結

事業団は施設が完成すると建設に要した費用を精算し、その算出された価額をもって、譲渡先の協同組合との間に「確定契約」を締結し、施設を引き渡すこととなる。

(カ)移転操業・費用の償還

協同組合を構成する各企業は、施設の引き渡しから1年以内に工場を移転し、操業を開始する。移転した工場跡地は、住宅やオフィスなど、再び公害を起こさないような用途に使用することが義務付けられている。確定契約後約2年間は、建設に要した費用(返済元本)の据置期間が認められており、この間は返済利子の部分のみの支払いで済む。操業が安定すると見込まれる3年目から返済元本の返済が行われることになる。

(d)企業団地建設譲渡事業における地方公共団体の役割

この事業の実施に関しては、地方公共団体が重要な役割を担っており、その協力が不可欠となっている。その背景として、日本の地方公共団体は地域の公害を防止し、生活環境を改善することだけでなく、同時に、地域の産業を振興することを重視している。このため、公害を発生している企業についても、単にこれらを閉鎖したり、地域外に追い出すことを望んではいないのが普通である。この事業は、公害の原因となっている企業を問題となっている地域から移転させるとともに、移転先を管轄区域内に確保することによって、企業を地元につなぎ止め、雇用を確保し、同時に、移転する企業自体の近代化・合理化を図ることができるため、地方公共団体の意図にも合致するものとなっている。以上のような理由により、事業団の建設譲渡事業は、地元地方公共団体の積極的な協力によって実施されているのである。

建設譲渡事業の実施にあたって、地方公共団体が果たしている主な役割は次のとおりである。事業の構想が立てられると、事業団は地方公共団体と協力して、移転先の候補地の選定、事業に必要な法律手続に関する調査、事業の概略設計、事業費の見積などを開始する。

(イ)集団化計画の指導・調整

本来、公害対策は個々の企業が主体的に計画すべきものであるが、特に中小企業においては、工場移転のような大規模な対策を独力で計画・立案する能力に乏しい場合が多く見られる。このため、市町村自らが集団移転計画を立案し、これを公害問題を抱える企業に提示して、集団移転の計画を指導し、関係者の利害調整を行う場合が多々ある。

また、移転を必要とする企業の規模が零細で経営基盤が脆弱な場合は、移転に要する費用に見

合う担保を企業自体が用意できない場合もあるが、この場合は市町村自らが事業主体(注文主)となって事業団から施設を譲り受け、これを各企業に賃貸借することによって、零細な中小企業を管轄区域内の適地に集団移転させ、公害防止対策を実現させた事例もある。

(1)事業地の選定・確保

事業団は移転のための用地を選定・確保する際に、地域の事情に精通した地元市町村や農協などに斡旋を依頼して用地を取得している。

1980年頃までは、地方公共団体は、臨海埋立地などの所有地を移転・集団化事業用地として確保し、事業団の実施する事業に提供してきた。しかし近年では、事業に適した所有地が減少しているため、開発行為を伴う内陸地での事業が多くなってきている。

また、市町村は農地転用(農地法)や開発行為の許可(都市計画法)など、移転用地の開発に必要な法律手続について、事業団と協力して、監督省庁などの関係機関との調整を行っている。

(I)跡地利用の指導・調整

企業団地に移転した工場や事業場の跡地は、再び公害問題が発生しないように処置しなければならない。事業団は地元市町村の協力を得て、跡地が適切に処置されているかどうか調査を行い、必要な指導を行っている。一部のケースでは、跡地を地元市町村が買い上げ、市街地の環境整備のための事業用地に活用している事例もある。

(3)融資事業

(a)概要

事業団では、公害防止のための施設を設置しようとする者に対して資金を融資する。融資の対象は施設の設置に要する資金であり、施設を設置するための土地代もこの融資の対象となるが、公害防止施設の運転・管理に要する費用や、既に行われた投資の償還のための費用はこの対象とはならない。

事業団の融資制度は、

- (ウ)各種金融機関(市中銀行)を窓口として、通常の企業向けに行われる「代理貸付制度」と
- (I)地方公共団体や地方公共団体が設立した公益法人などに向けて行われる「直接貸付制度」

とに区別される。また、融資比率や利率などの融資条件は、融資先の規模や対象とする事業によって異なっている。

公害防止施設や環境保全施設に対する融資は、工場や事業場にとっては生産施設以外の付属施設への投資という性格が強いため、補完的金融制度と言える。

一方、産業廃棄物処理施設に対する融資は、土地を含めたすべての施設が融資の対象となるため、融資を受ける側にとっては、設備資金の調達先として、事業団がメインバンク的な役割を担う場合が多い。この場合は、融資先の全体の借入金に占める事業団の融資比率が高いので、融資後の債権管理の上でも事業団の影響力が大きくなる。

事業団は、金融機関としての機能と、企業や廃棄物処理業者の育成を考慮しながら環境改善を図るという機能を持ち合わせている。そのため、融資の申込み案件に対して単に金融政策の面から対処するばかりでなく、周辺の環境への貢献の評価も行う。また、申込者が経営難である場合には、その企業の存続に寄与すべく配慮する必要がある。したがって、事業団が行う融資は、金融・環境・経営に関する高度な知識と経験に基づく運営が必要となってくる。

融資条件としては、通常金融機関が求める条件と同様に、担保と保証人が必要であるが、事業団の融資の場合は、融資によって建設された施設自体を担保に供することができるため、この点でも他の金融機関の融資条件と比べて利用しやすいものとなっている。

(b)対象施設・事業

融資が利用できる施設や事業は次のようなものである。

(ア)産業公害防止施設(1965年～)

単独の工場や複数の工場が共同で利用する公害防止施設を設置するための費用を融資する。公害防止施設の種類には、次のようなものがある。

- ・ ばい煙処理施設: 集じん装置、脱硫装置、脱窒装置、低NOxバーナ、高層煙突など
- ・ 排水処理施設: 生物処理施設、凝集沈殿施設、汚泥処理施設など
- ・ 騒音・振動防止施設: 防音壁、消音装置など
- ・ 悪臭防止施設: 活性炭吸着装置など

(イ)産業廃棄物処理施設(1972年～)

産業廃棄物の処理(再利用、再資源化、中間処理(焼却・破砕など)、最終処分など)施設を設置する費用について融資を行っている。これらの施設設置のための融資については、自らの排出する廃棄物を処理しようとする企業だけでなく、事業として産業廃棄物の処理を行う企業や地方公共団体等(第1・第3セクターを含む)に対しても融資を行う。

具体的な対象施設としては次のような物がある。

- ・ 最終処分場施設(管理型、安定型)
- ・ 中間処理施設(焼却、脱水、破砕、乾燥、固形化など)
- ・ リサイクル施設(コンポスト化、再資源化、再生化など)

・収集運搬車輛など

(ウ)特定フロン排出抑制施設(1989年～)

フロンガスによる成層圏オゾン層の破壊を防止するため、我が国でも、オゾン層保護条約・モントリオール議定書に基づき、特定のフロン及びハロンの使用を廃止又は削減することとなっている。これに対応するため、条約で指定された特定フロン又はハロンの排出抑制施設又は再生利用施設を設置する事業者に対して、必要な資金の融資を行っている。

(I)市街地土壤汚染・地下水汚染防止等事業(1987年～)

近年日本では、都市の産業構造が変化したことによって、古い工場や事業場が廃止又は移転して、その跡地をオフィスや住宅などに再開発する事業が増えている。しかし、その跡地が産業廃棄物の投棄により有害物質で汚染されている事例が増加し、問題となっている。そのため、事業団ではこのような土壤汚染問題に対して、汚染状況の調査、汚染土壤の撤去、無公害化处理、汚染土壤の被覆又は遮水処理のような対策を実施するための費用を融資している。

このような土壤の汚染は、しばしば地下水の汚染の原因となるので、1992年の制度改正で、地下水の汚染を防止するための遮水事業(地下水が汚染された土壤に触れないように土中に地下水を遮断する壁を設ける事業)や、汚染された地下水を汲み上げて浄化する事業に要する費用が融資の対象に加えられた。

(オ)合併処理浄化槽(1987年～)

都市地域の中小河川の汚濁や湖沼等閉鎖性水域の富栄養化が大きな問題となっている。これらの多くは、一般家庭からの生活排水が原因となっている場合が多い。

日本では、水洗トイレが急速に普及しているが、公共下水道の整備・拡充が十分ではない。下水道が整備されていない地域で水洗トイレを利用するため、各家庭の排水を処理する浄化槽が、現在、全国で約700万基設置されている。しかし、このほとんどは「単独浄化槽」と呼ばれるもので、し尿のみを処理するように設計された浄化槽であるため、し尿以外の家庭から出る生活排水は処理されずにそのまま放流されている。このような状況を改善するため、し尿とともにその他の家庭排水も同時に処理することのできる「合併処理浄化槽」を普及させることが重要である。

事業団では、この合併処理浄化槽の普及を促進させるために、融資業務を代行する地方の組織を通じて、合併処理浄化槽を設置しようとする家庭に対して、その建設に要する資金を融資している。

(c)代理貸付制度

事業団の融資は全国の企業や地方公共団体等を対象に行われているが、それを可能にしているのが全国の金融機関を窓口とした「代理貸付制度」である。現在237の金融機関(都市銀行11行、地方銀行126行、信用金庫88行、その他の金融機関12行)が代理店となっており、その本支店の合計約5,000店舗が全国を網羅して、融資の受付を行っている。

各代理店は、企業などから融資の相談を受けると、申込み案件について自ら整理・検討し、妥当と思われる場合に事業団と融資に実行について協議する。事業団は協議を受けると、その案件が環境保全の観点から有効で適格な施設かどうか審査するとともに、申込者の償還能力・担保等についても審査を行い、融資実行を決定する。決定後に担当代理店に通知し、代理店は申込者との契約、担保手続、資金振込手続(事業団 代理店 申込者)や、さらに、資金払出(分割支払の場合)、施設の完成や稼働報告、融資条件の変更手続などを行う。

事業団は委託契約手数料として、返済利息の一定割合を代理店に支払っている。なお、代理店契約上において、代理店は事業団に対して融資額の20%を保証する義務を負っている。

事業団の融資は、公害防止施設や事業系廃棄物処理施設という特種かつ専門的施設を対象としているため、一般の金融機関では、その施設の内容・必要性・妥当性についての判断が困難である。特に、廃棄物処理施設については、法律上の要件適否や担保・償還力の判断が極めて難しいということがある。こういった点については、この分野の融資を専門に実施してきた事業団の実績と経験を活用して、事業団と各代理店が相談しながら審査・事務手続を進めている。

代理店である金融機関にとってのメリットは、全国の支店網を活用し、一般金融事務に関する知識と経験を提供することで、事業団からの手数料収入を得ることができる。また顧客に提供できるサービスの範囲を広げることで、新たな分野の融資の機会をとらえて、顧客との取引深耕を図り、新規客を開拓するチャンスとなり得る。

このように、代理貸付制度によって、事業団と金融機関の双方の特徴を活かして、融資業務を適切かつ効率的に実施することができる。

(d)直接貸付制度

一般の民間企業は代理貸付制度により融資を受けることができるが、地方公共団体や第3セクターなどの公益法人及び電気・ガス会社などの優良企業に対しては、事業団が金融機関を通さずに直接融資を行っている。この場合、担保や保証人を必要としないケースが一般的であり、直接融資を行うことによって、代理委託手数料を省くことができ、これらの安定した融資先に対して、より低コストでの融資を実行することができる。

3．事業団の経験の開発途上国での利用の一般的可能性

以上のような事業団の経験に基づく産業公害対策の経験を開発途上国の一般的な状況に当てはめて考えてみると、事業団の経験の開発途上国での利用の一般的可能性が見えてくる。事業団が開発途上国に対して情報提供を行う場合、事業団が蓄積してきた公害対策技術に係る環境汚染問題が生じている国であれば、そのような情報が活かされ得る。しかし、事業団の経験には、国と地

方公共団体、金融機関等との関係が背景にあるので、このような点に関しても類似点がある国であれば、事業団の情報が更に活かされやすいと言える。

(1) 企業団地建設譲渡の経験

企業団地建設譲渡は、地方行政当局の実施した地域の再開発事業との連携により、住宅・商業地域に混在する、悪臭・ばい煙・粉じんなどを発生させていた工場や事業場を、必要な公害防止対策も行い、公害の発生のおそれのない郊外や埋立地の工業専用地域に、移転・集団化するもので、土地利用の混乱を解消し、適切な都市計画によって公害の未然防止を図る効果が大きい。多くの場合、現在地で対策を講じる場合に比べて、容易で、かつ、その効果も高い。住工混在地区に多い中小企業にとって、技術面から自力では各種の排出規制等に即応し難いのに対応している。また、資金面からも、このような工場の移転のためには、移転先の用地の確保だけでなく、工場が立地するための道路や用水の確保などのインフラの整備が必要であり、中小の企業が独力で実施することは困難であることに対応している。公害防止対策ばかりでなく、移転企業の近代化・合理化にも大きく寄与している。更に、地方公共団体は地域の公害を防止し、生活環境を改善することだけでなく、同時に、地域の産業を振興することを重視しているところ、公害の原因となっている企業を問題となっている地域から移転させるとともに、移転先を管轄区域内に確保することによって、企業を地元につなぎ止め、雇用を確保し、同時に、移転する企業自体の近代化・合理化を図ることができる。なお、跡地が適切に処置されているかどうかのチェックも必要である。

開発途上国においては、都市計画が十分に行われないうまま、または都市計画が行われても名目的で、実際には土地利用規制が行われていないために、貧困に悩む地方からの住民の移動等により、無秩序な市街化が進み、住宅、事務所、商業施設、工場等が混在している例が大変に多い。同時に、安い労働力等の大きなメリットを見出した多国籍企業の進出もある中、開発途上国において、そのような場所に存在する工場のほとんどが自国資本であるため、都市住民の生活環境を守ると同時に、そのような事業所を管轄区域内で移転させることにより、企業を地元につなぎ止め、雇用を確保し、同時に、移転する企業自体の近代化・合理化を図ることは、地域の振興の上できわめて重要である。そのため、環境事業団の企業団地建設譲渡の経験の経験は、開発途上国の多くにおいて、大いに役立つ。

(2) 緩衝緑地、大気汚染対策緑地の建設譲渡の経験

重化学工業の立地する工場地帯から排出されるばい煙や粉じんなどによる被害を防止するため、工場地帯と居住地域の間を遮断するように緩衝緑地を建設することは環境対策上、大きな効果があるが、大面積の緑地の造成は多額の事業費を必要とするため、地元の地方公共団体が独力で建設することは困難なことも多い。そのため、環境事業団では、そのような緩衝緑地を建設し、譲渡する事業を行ってきた。この事業は、初期には、重化学工業を主体とする大規模工業地帯での事業が多かったが、次第に、交通公害に関する幹線道路沿道や空港周辺での事業が多くなった。

社会主義化を進めた開発途上国のうち、工業化に重点を置いた国には、電力、鉄鋼、石油、紙

パルプ、セメントなどの重厚長大型のその工業化が相当程度に進展した国がある。しかし、ほとんどの場合、資金を生産設備に重点的に配分し、環境対策には投じなかったため周辺に大量の大気汚染物質を撒き散らしている例が多い。そのような国においても、特に東西冷戦体制崩壊後には、地球化に乗り遅れないように経済・社会体制を修正する過程で、環境対策を怠ってきたことによる環境問題が表面化し、対策を講じる姿勢が明確になってきている。そのような国においては、環境事業団の緩衝緑地の建設・譲渡の経験は、大いに役立つ。

また、それ以外の開発途上国の中にも、国全体の経済成長に成功し、その中で、先進国や周辺の国々に対する輸出も伸びるほどに工業も進展した国がある。しかし、そのような国では、環境対策には十分な経験がないため、わが国の経験が大いに役立つことが多い。環境事業団の緩衝緑地の建設の経験も、そのひとつとして役に立つ。なお、一部ではわが国からの融資も利用して緩衝緑地を造成する例もあり、そのような場合には、なおさら環境事業団の経験が役に立つ可能性が大きい。

加えて、開発途上国には、工業化の進展、経済の自由化に伴う国営企業からの収入の減少等、いくつもの要因が関係して、環境負荷の大きい企業等に対する賦課金等による環境保全対策基金を設置する例が最近出ている。大気汚染対策緑地の建設もそのような基金による事業に含まれる可能性があり、そのような場合には、環境事業団の大気汚染対策緑地の経験が役立つことが考えられる。

(3) 共同公害防止施設建設譲渡の経験

中小の工場や事業場では、経験のない公害防止対策を独力で行うことは容易でない。また、個々の企業がそれぞれ個別に公害防止施設を設置して防除するよりも、複数の企業が共同で利用する施設を設置して処理した方が、用地スペース・設備費・運転経費などの面で有利な場合が多い。更に、施設の運転管理の技術面でも有利である。そこで、既存の施設からの公害の発生を防止し、これらの企業の公害防止対策を遅らせないようにするため、環境事業団では、共同公害防止施設建設譲渡事業を行ってきた。但し、公害防止対策の普及につれて民間事業者の技術力も向上し、公害防止対策に関するコンサルタントやプラントメーカーも多数設立され、中小の企業であっても、これらの専門企業と契約することにより、通常のコストで公害防止対策であれば、自ら実施することが可能になったため、この事業の件数は徐々に減少していった。

開発途上国においても、環境負荷の大きい工場を公害の発生のおそれのない郊外や埋立地の工業専用地域に移転することが現実的でない場合や現在の場所において対策をとることのできる事例も多い。他方、NIESやそれ準ずる国など、相当程度の工業化の進展が見られる国においては公害防止対策に関するコンサルタントができ始め、また公害対策関係プラントの先進国からの輸入も可能になり始めているが、大半の開発途上国では、個々の企業がそれぞれ個別に公害防止施設を設置・管理することは、技術的、資金的に困難な状況にある。そのため、環境事業団による共同公害防止施設建設の経験は、多くの開発途上国で役立つ。

(4) 産業廃棄物処理施設・一体緑地の建設譲渡の経験

産業廃棄物の最終処分場は、産業活動の上で不可欠のものではあるが、周辺住民の理解を得ることが容易でないため、民間事業者に代わって地方公共団体や第三セクターが、十分な汚染対策を講じた最終処分場を建設し、併せて、住民の利用に供される公園・緑地を建設する例がある。環境事業団では、そのような地方公共団体や第三セクター事業者の発注を受け、これらの事業依頼主に代わって、周辺地域の環境保全に十分な対策を講じた最終処分場を建設・譲渡している。

NIESやそれ準ずる国など、相当程度の工業化の進展が見られる国、社会主義化を進めた開発途上国のうち重厚長大型のその工業化が相当程度に進展した国などでは、相当量の産業廃棄物が生成しているが、その処分体制がない例がほとんどであり、生成した廃棄物は、適切な処理もされないまま各所に放棄されている例がほとんどである。政府等に問題意識のある場合にも、適切な処分場の建設は容易でなく、工場の敷地内に大量の廃棄物が蓄積されるなどしている。他方、先進国からの有害な廃棄物が開発途上国に輸出されていることが国際的な政治問題化してバーゼル条約体制もできた状況により、開発途上国においても、有害廃棄物を含む産業廃棄物問題についての意識が高まっている。そのため、環境事業団の産業廃棄物処理施設・一体緑地の建設の経験は、開発途上国においては期待されるところが大きい。

(5) 融資事業の経験

環境事業団は、産業公害防止施設の設置、産業廃棄物処理施設の設置、特定フロン排出抑制施設の設置、市街地土壌汚染・地下水汚染防止等事業及び合併処理浄化槽の設置に対して融資している。

生産性の向上に直接役立つと見なして、民間金融機関は、公害防止設備に対して設備資金を融資することは消極的であったため、事業団の融資制度がこの分野の先鞭となり、事業団の融資事例・実績を参考に、民間金融機関もこの分野における融資を拡大する効果があった。また、この融資事業は、金融機関としての機能と、企業や廃棄物処理業者の育成を考慮しながら環境改善を図るもので、金融・環境・経営に関する高度な知識と経験に基づく運営が行われている。更に、地方公共団体や第三セクターなどの公益法人及び電気・ガス会社などに対しては、直接貸付を行っているが、一般的には代理貸付制度をとり、11の都市銀行、126の地方銀行、88の信用金庫、その他の12金融機関が代理店となっており、本支店の合計約5,000店舗が全国を網羅している。審査・事務手続は、事業団と各代理店が協議し、事業団や事業関係者が事業計画の実施に必要な関係官庁や地方公共団体の協力や承認を取り付けつつ行う。そのため、全国の多数の事業者に対し、事業団の持つ公害対策の経験を提供することができている。

(1)から(4)までに述べたとおり、相当数の開発途上国において、産業公害防止施設や産業廃棄物処理施設の設置が大きな課題となっているため、事業団が産業公害防止施設の設置及び産業廃棄物処理施設の設置に対する融資の経験により蓄積したこれらの分野での対策の情報は、それらの開発途上国において相当程度役立つ。また、開発途上国においても、オゾン層保護条約・モントリオール議定書の下にオゾン層破壊物質の削減を図らなければならないため、特定フロン排出抑制施設の設置に対する融資から得られた経験も役に立つ。市街地土壌汚染・地下水汚染防止については、開発途上国においても大きな課題と考えられるが、実態把握事態がほとんど行われていないため、直ちに役立つ形での情報提供の要請が直ちに行われるか否かは不明であるが、この潜在的な

問題の深刻さから、何らかの形の情報の提供は、少なくとも中期的には、開発途上国にとっても大いに役立つものと考えられる。一般家庭からの雑廃水対策である合併処理浄化槽の設置の経験に関しては、開発途上国においても雑廃水による水質汚濁が相当に深刻な都市が多いため、一般的な情報としては役立つ面があると考えられる。しかしながら、一般家庭では公共下水道の使用料が負担できず、また、浄化槽のある場合にもその汚泥の処理費を負担できない状況にあること、多くの国で浄化槽等の設置が義務付けられている大規模なホテルや外国人等向けの大規模集合住宅でさえ、実際には浄化槽を設置していないかまたは設置していても動作させていないのが実情であるため、環境事業団の合併処理浄化槽の設置の経験に基づく情報が、開発途上国側からどれだけ期待されるかについては不明である。

事業団のような特殊法人による環境保全のための融資という手法については、事業者の資金及び政府の資金が限られ、他方では公害対策が放置できない状況にあることから、開発途上国では、かなり期待し得るものである。実際、既にいくつかの国においては、環境事業団の事業に類似した事業を行う仕組みが設立された。しかし、それらは、それぞれの国においてはまったく新たな経験であるので、効果的な運営のため、代理貸付制度や地方公共団体との協力の経験を含め、環境事業団の経験は、大いに期待されるものと考えられる。

表1.1. 環境事業団の業務: 開発途上地域における環境の保全に資する情報の提供の根拠

<p>環境事業団法 第三章 業務 第一八条(業務の範囲)第1項: 「事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。」</p>	<p>環境事業団法施行令</p>	<p>環境事業団法 施行規則</p>	<p>環境庁告示「環境事業団 法施行令第二条第二号の 環境庁長官が定める公園 施設」</p>
<p>一 工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う公害(以下「産業公害」という。)が著しく、若しくは著しくなるおそれがある地域における産業公害を防止するために<u>工場若しくは事業場が集団して設置されるのに必要な建物</u>(これに附属する建物を含む。)を設置し、又はこれと併せて当該工場若しくは事業場の利用に供する、ばい煙処理施設、汚水処理施設その他の<u>産業公害を防止するための施設</u>(これに附属する施設を含む。)を設置し、及びこれらを譲渡すること。</p>			
<p>二 前号に規定する地域のうち産業公害が発生するおそれが特に著しい地域において、その発生を防止するために設置することが必要な施設(<u>工場又は事業場の共同の利用に供する施設</u>であって、当該地域の工場又は事業場の従業員及び住民の福利に資するものに限る。)を設置し、及び譲渡すること。</p>			
<p>三 大気汚染による公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域において、<u>大気汚染による公害を防止するために設置することが必要な緑地</u>で、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項第一号に規定する都市公園(以下「都市公園」という。)となるべきものを設置し、及び譲渡すること。</p>			
<p>四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十七号)第二条第四項に規定する産業廃棄物(以下この号において「産業廃棄物」という。)の広域的な処理が必要であると認められる地域において、産業廃棄物の広域的かつ適正な処理及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設(以下この号において「産業廃棄物処理施設」という。)の周辺地域における生活環境の保全を図るため、<u>産業廃棄物処理施設のうち産業廃棄物の最終処分場</u>(港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域に設置されるものを除く。以下この号において「最終処分場」という。)若しくは産業廃棄物の脱水、乾燥、焼却若しくは破砕を行うための施設で<u>政令で定めるものを設置し、又はその設置と併せて当該最終処分場の周辺に、若しくは設置した最終処分場に係る埋立処分が終了した後その跡地に、都市公園となるべき緑地を設置し、及びこれらを譲渡すること。</u></p>	<p>(産業廃棄物処理施設) 第一条 環境事業団法(以下「法」という。)第十八条第一項第四号の政令で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和三十六年政令第三百号)第七条第一号から第三号まで、第五号、第七号、第八号、第十二号又は第十三号の二に掲げる<u>産業廃棄物処理施設</u>であって、<u>環境事業団</u>(以下「事業団」という。)が設置する産業廃棄物の最終処分場に併設されるものとする。</p>		

<p>環境事業団法 第三章 業務 第一八条(業務の範囲)第1項: 「事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。」</p>	<p>環境事業団法施行令</p>	<p>環境事業団法施行規則</p>	<p>環境庁告示「環境事業団法施行令第二条第二号の環境庁長官が定める公園施設」</p>
<p>五 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十三条に規定する集団施設地区の区域でその区域内における同法第二条第六号に規定する施設(以下この号において「公園施設」という。)を一体的に整備することが必要なものにおいて、同法第十四条第三項又は第十五条第三項の規定による認可を受けて、自然公園の保護及び利用者の自然環境に関する理解の増進を図り、並びにその他自然公園の健全な利用に資するために設置することが必要な複合施設(二以上の公園施設であってその組合せ及び配置が政令で定める要件に適合するものをいう。)を設置し、及び譲渡すること。</p>	<p>(複合施設) 第二条 法第十八条第一項第五号の政令で定める要件は、次のとおりとする。 一 道路、広場、園地、宿舍、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、野営場、駐車場、公衆便所、汚物処理施設、博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設、植生復元施設又は動物繁殖施設により構成されていること。 二 自然公園の保護又は利用者の自然環境に関する理解の増進を図るために設置することが必要な公園施設として環境庁長官が定めるものを含むこと、 三 公園施設が相互に連携してその機能を発揮することができるように適正に配置されていること。</p>	<p></p>	<p>環境事業団法施行令第二条第二号の環境庁長官が定める公園施設は、次の各号に掲げる施設のそれぞれ一以上とする。ただし、汚水処理施設その他の公害を防止するための施設が第一号に掲げる施設に併設している場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる施設のそれぞれ一以上とする。 一 植生復元施設又は動物繁殖施設 二 自然研究路、広場、園地、展望施設、案内所、博物館、植物園、動物園、水族館又は博物展示施設 三 汚水処理施設その他の公害を防止するための施設を併設した公園施設</p>

<p>環境事業団法 第三章 業務 第一八条(業務の範囲)第1項: 「事業団は、第一条の目的を達成するため、 次の業務を行う。」</p>	<p>環境事業団法施行令</p>	<p>環境事業団法施行規則</p>	<p>環境庁 告示</p>
<p>六 次のイから八までに掲げる者に対し、それぞれイから八までに定める<u>資金の貸付け</u>を行うこと。 イ <u>ばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設</u>(これに附属する施設を含む。)であって政令で定めるものを設置しようとする者その設置に必要な資金 ロ 公害の原因となる物質による<u>市街地の土壌の汚染を防止し若しくは除去するための覆土事業</u>その他の政令で定める事業又は<u>当該土壌の汚染と関連する地下水の水質の汚濁を防止し若しくは当該汚濁に係る地下水の水質を浄化するための遮水事業</u>その他の政令で定める事業を行おうとする者その事業に必要な資金 ハ <u>水質の汚濁による公害を防止するための施設</u>であって政令で定めるもの(これに附属する施設を含む。)の設置に必要な資金の貸付けを行う者(金融機関を除く。)その貸付けに必要な資金</p>	<p>(貸付けの対象となる施設等) 第三条 法第十八条第一項第六号イの政令で定める施設は、次のとおりとする、 一 工場又は事業場の共同の利用に供する、ばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む。以下「共同公害防止施設」という。) 二 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)第二条第一項に規定する特定物質のうちオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書AのグループIに属する物質又は同議定書附属書BのグループIIIに属する物質による産業公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む。)であって、前号に掲げるもの以外のもの 三 総理府令で定める地域に設置される工場又は事業場の利用に供する、ばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む。)であって、前二号に掲げるもの以外のもの 第四条 法第十八条第一項第六号ロの覆土事業その他の政令で定める事業は、覆土事業、舗装事業、遮断事業その他土壌の汚染を防止し又は除去する上でこれらと同等以上の効果を有すると認められるものとする。 2 法第十八条第一項第六号ハの遮水事業その他の政令で定める事業は、遮水事業、ばっき処理事業その他地下水の水質の汚濁を防止し又は当該汚濁に係る地下水の水質を浄化する上でこれらと同等以上の効果を有すると認められるものとする。 第五条 法第十八条第一項第六号イの政令で定める施設は、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二条第一号に規定する浄化槽のうちし尿と併せて雑排水を処理するものとする。</p>	<p>(貸付けの対象となる地域) 第一条 環境事業団法施行令第三条第三号の総理府令で定める地域は、次のとおりとする。 一 ばい煙処理施設、粉じん防止施設及び特定物質処理施設(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第十七条第一項に規定する特定物質を処理するための施設をいう。)並びにこれら施設に附属する施設にあっては、大気の汚染による公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域 二 汚水処理施設及びこれに附属する施設にあっては、水質の汚濁による公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域 三 産業廃棄物処理施設及びこれに附属する施設にあっては、産業廃棄物による大気の汚染、水質の汚濁等の公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域 四 騒音防止施設及びこれに附属する施設にあっては、振動防止施設及びこれに附属する施設にあっては、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第三条第一項の規定により指定された地域 五 悪臭防止施設及びこれに附属する施設にあっては、悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)第三条の規定により指定された地域 七 前三号に掲げる施設にあっては、当該各号に掲げる地域のほか、それぞれ騒音、振動又は悪臭による公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域として環境庁長官が定める地域</p>	

<p>環境事業団法 第三章 業務 第一八条(業務の範囲)第1項: 「事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。」</p>	<p>環境事業団 法施行令</p>	<p>環境事業団 法施行規則</p>	<p>環境庁告示「環境事業団 法施行令第二条第二号の 環境庁長官が定める公園 施設」</p>
<p>七 前各号の業務に関する情報又は技術的知識であって開発途上地域における環境の保全に資するものを整理し、及び提供すること。</p>			
<p>八 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であって次に掲げるものに対し、助成を行うこと。 イ 本邦内に主たる事務所を有する民間団体(民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。)による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの ロ 本邦以外の地域に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの ハ 本邦内に主たる事務所を有する民間団体による本邦内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの</p>			
<p>九 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。</p>			
<p>十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>			